



平成20年5月30日

各位

会社名 岩谷産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 牧野明次
(コード番号：8088 東証・大証・名証各1部)
問合せ先 常務執行役員
総務人事部長 川上晋司
(TEL 06-6267-3302)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月30日開催の取締役会において、平成20年6月27日開催予定の第65回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 第1条(商号)の英文表記を「IWATANI CORPORATION」とすることにより、英文企業名の訴求力を高めたく存じます。併せて、国内外及びグループのコーポレート・マークの統一化を図ることにより、グループ全体のビジュアルイメージの向上とグループの結束力をより一層高めたく存じます。
- (2) 事業の拡大発展に備え機動的な資金調達を可能とするために、また当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入に係る基本方針において予定されている対抗措置の発動の実効性を確保するために、第6条(発行可能株式総数)を6億株に変更するものであります。
- (3) 平成20年4月25日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入の件」を第65回定時株主総会に付議し、株主の皆様のご承認を得ることといたしました。
当社では、買収防衛策の導入、変更、廃止につきまして、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させるため、第42条(買収防衛策の導入等)を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成20年6月27日（金曜日）

定款変更の効力発生日

平成20年6月27日（金曜日）

以 上

変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、岩谷産業株式会社と称し、 英 文 では <u>IWATANI INTERNATIONAL CORPORATION</u> と記す。 第2条～第5条 <条文省略> 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4億株</u>とする。 第7条～第41条 <条文省略> <新設>	第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、岩谷産業株式会社と称し、 英文では <u>IWATANI CORPORATION</u> と記す。 第2条～第5条 <現行どおり> 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>6億株</u>とする。 第7条～第41条 <現行どおり> <u>第7章 買収防衛策</u> <u>(買収防衛策の導入等)</u> <u>第42条 株主総会は、買収防衛策の導入、変更または廃止を決定することができる。</u> <u>2. 取締役会は、買収防衛策の廃止を、また買収防衛策に定める独立委員会の承認を得て、買収防衛策の変更を決定することができる。</u>